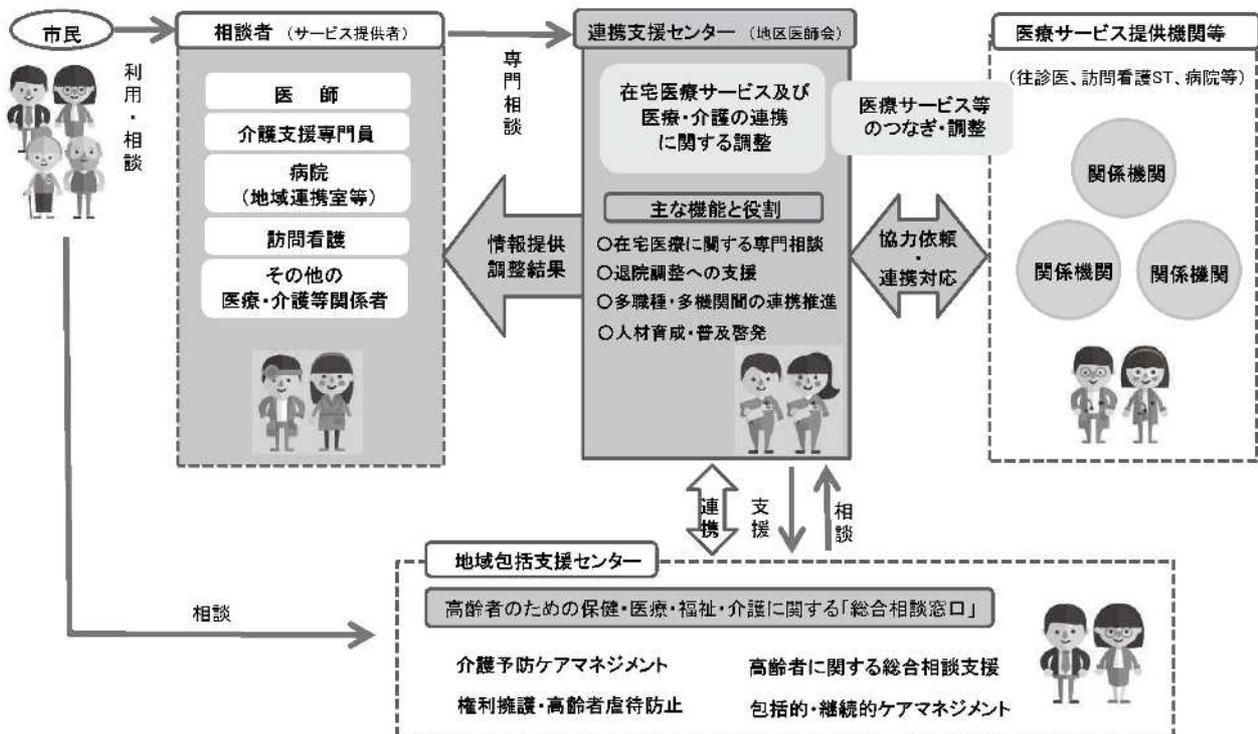


（基本的な施策2）地域支援体制（医療・介護の連携等）の強化

本市の医療体制は充実していることに加え、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係団体の協力により、医療と介護や行政との連携も強化されていますが、高齢者が在宅生活を継続し、医療や介護のサービスが必要となった高齢者の自立を支援するためには、医療、介護など様々な専門職がさらに連携を深めることが重要です。

病気や要介護状態となっても、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らし続けることができるよう、市内5か所の在宅医療・介護連携支援センターで医療・介護関係者からの在宅医療に関する専門相談への対応や、各種研修会等を実施し、多職種・多機関連携の促進を図ります。

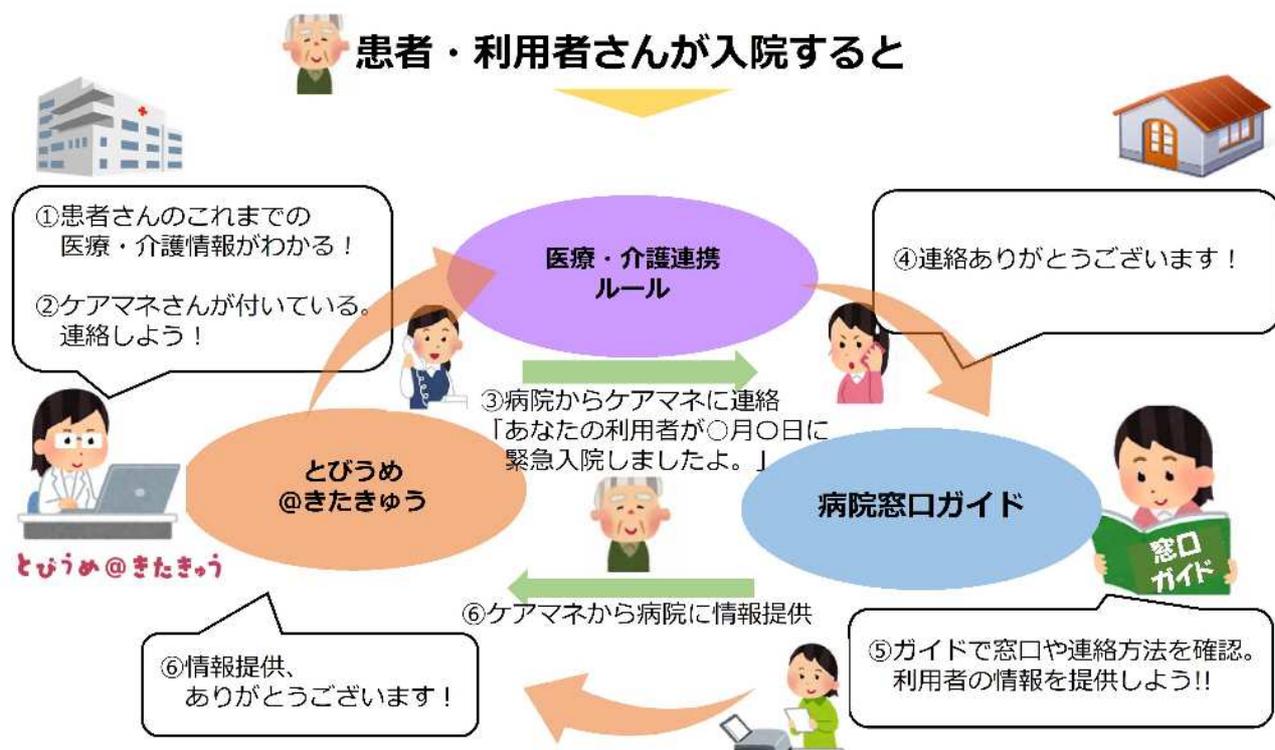
【在宅医療・介護連携支援センターによる支援・調整のフロー図】



また、在宅医療の提供等に関係する施設の情報公開や様々な手法・機会を活用した普及啓発に取り組みます。

さらに、北九州医療・介護連携プロジェクト会議において作成した①市民の医療・介護・健診等の情報を医療機関で共有するシステム（とびうめ@きたきゅう）を中心に、②病院ごとにケアマネジャー等の連携先をまとめたガイド（病院窓口ガイド）③患者の入院時に迅速に病院とケアマネジャー等が連絡・情報共有を行う市内共通のルール（医療・介護連携ルール）等の普及・利用促進に努め、医療と介護が切れ目なく提供される環境づくりを進めます。

【北九州医療・介護連携プロジェクトイメージ図】



支援を必要とする高齢者や認知症高齢者が増える中で、高齢者本人やその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活を続けていくためには、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め、生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って活動すること（地域リハビリテーション）が必要です。

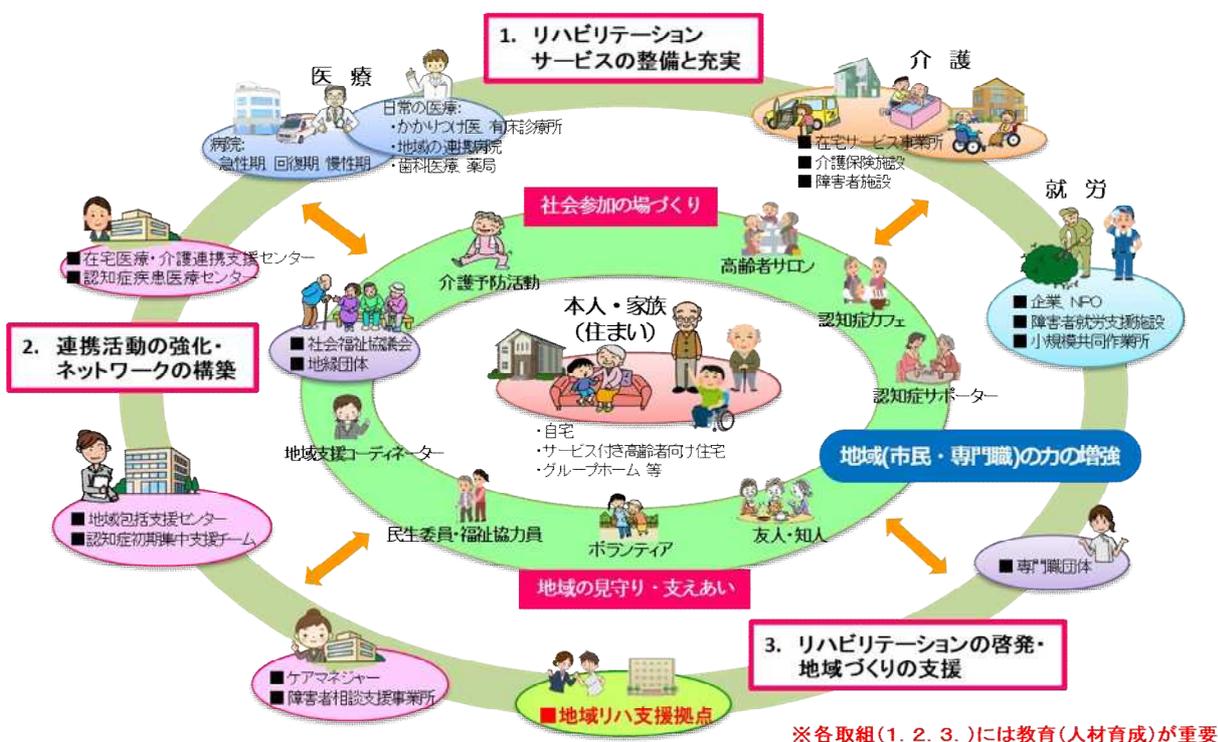
これらの取組みが全市的に展開し、市民のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、医療機関等の協力を得て、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、リハビリテーションに関わる事業を一体的かつ効果的に実施するとともに、リハビリテーション関係者の連携強化をさらに推進していきます。

地域包括支援センターにおいては、自立支援や重度化防止の視点を踏まえた地域ケア会議の開催や、ケアマネジメント研修の中で、生活習慣病予防・重症化予防のミニ講座等を行い、ケアプラン作成にあたって医療との一層の連携を図ります。また、保健・医療・福祉・介護の専門職を始めとした地域の多様な主体への啓発や取組みの支援を行います。

地域包括ケアシステムを支える 地域リハビリテーション推進イメージ

【本人・家族を中心とした重層的な支援の輪】

- 地域の中での見守り・支えあいのつながりや社会参加、居場所（地域の輪）
- 地域への働きかけができる専門職人材の育成や関係者間のネットワーク（専門職の輪）



地域リハビリテーション支援体制の推進は、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会を目指すしくみ（地域包括ケアシステム）や、地域住民、地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の構築に向けた取組のひとつです。

【浜村明德氏（小倉リハビリテーション病院 名誉院長）の協力のもとに作成】

No.	新たな取組み	概要
101	地域リハビリテーション支援拠点の設置 (保健福祉局地域リハビリテーション推進課)	高齢者やその家族のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、医療機関及び介護サービス事業所等の協力を得て、リハビリテーションに関する相談支援や支援者の育成・活用等に取り組むとともに、リハビリテーション関係者の連携強化を図ることで、本人・家族を中心とした重層的な支援の輪を広げていきます。 【リハビリテーションに関する相談件数】 R5年度：650件
102	とびうめ@きたきゅうの推進 (保健福祉局地域医療課)	登録した市民の医療・介護・健診等の情報が事業に協力する医療機関で共有される「とびうめ@きたきゅう」を地域包括支援センター等の庁内の関係課が閲覧できるように環境を整備することにより、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。

No.	継続する取組み	概要
103	リハビリテーションに関する情報発信 およびネットワークの構築 (保健福祉局地域リハビリテーション推進課)	高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者が多職種間における連携の仕方や支援技術が学べる研修会等の実施および関係者による区単位でのネットワークの構築に取り組みます。 【リハビリテーション関係者によるネットワークの構築】 R1年度：市内4区で設置→R5年度：市内7区に設置
104	保健・医療・福祉・地域等の関係者の連携による地域福祉の推進 (保健福祉局地域福祉推進課)	子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が相互に連携・協働して、支援の必要な人を、地域で支えていく取組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。
105	北九州医療・介護連携プロジェクトの推進 (保健福祉局地域医療課)	病気や要介護状態となっても、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らし続けることができるよう、市内5か所の在宅医療・介護連携支援センターで医療・介護関係者からの在宅医療に関する専門相談への対応や、各種研修会等を実施し、多職種・多機関連携の促進を図るとともに、在宅医療の提供等に関する施設の情報公開や様々な手法・機会を活用した普及啓発に取り組みます。また、多職種・多機関連携の更なる強化を目的に、市全体で取り組む課題や共通のルール等を検討し、それらを広く普及させるための基盤となる、北九州医療・介護連携プロジェクト会議において作成した「とびうめ@きたきゅう」を中核としたプロジェクトの普及・利用促進に努め、在宅医療と介護が切れ目なく提供される環境づくりを進めます。 【「とびうめ@きたきゅう」登録者数】 11,517名(R2.8.31時点)→R5年度：30,000名

106	かかりつけ医の普及啓発 (保健福祉局地域医療課)	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図ります。 【「かかりつけ医」を決めている人の割合】 R1年度：一般：86.2%、在宅：95.4%、若年：37.4% ↓ R5年度：一般：87%、在宅：96%、若年：39%
107	かかりつけ歯科医の普及啓発 (保健福祉局健康推進課)	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ歯科医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図ります。 【かかりつけ歯科医を決めている人の割合】 R1年度：79.6% → R5年度：80%
108	かかりつけ薬剤師等啓発事業 (保健福祉局医務薬務課)	市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。 【くすりのセミナー実施回数】 R1年度：12回 → R5年度：12回
再	地域包括支援センターの運営	(再掲No. 98)
再	地域ケア会議の開催	(再掲No. 99)
再	自立支援・重度化防止に向けたケアマネ シメント	(再掲No. 112)

【施策の方向性2】介護サービス等の充実

高齢者が、支援や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、高齢者福祉施設の整備を含めた介護サービスの安定的な提供に努めるとともに、多様な主体による在宅福祉サービスや生活支援サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度を適正に運営できるよう、要介護認定や保険給付の適正化に努めるとともに、質の高いサービスを安定的に提供するため、人材の確保・育成に向けた取組みを強化します。

加えて、感染症や災害の発生時に備え、介護事業所等の連携体制を構築し、介護サービスを継続するための備えを講じます。

（基本的な施策1）介護保険制度の適正な運営

公平・公正な要介護認定を行うため、本市独自の介護認定審査会平準化委員会を設置するとともに、認定審査会委員、認定調査員及びかかりつけ医への研修の実施により、審査判定の適正化を図ります。

また、介護サービス事業者に対しては、介護給付の適正化やサービスの質の向上を図るため、計画的な指導やケアプランチェック等を実施するとともに、自立支援、重度化防止を進めるために、地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアプランの確認やケアマネジャーへの助言等を行います。

さらに、所得の低い高齢者に対して、介護保険料や利用料の負担を軽減する施策を実施します。

No.	新たな取組み	概要
109	福祉用具の適正利用に向けた取組み (保健福祉局地域リハビリテーション推進課)	福祉用具貸与の適正利用および高齢者の自立支援の推進に向けて、リハビリテーション専門職が、高齢者の身体機能や環境に適した福祉用具が利用されているかを確認し、助言・提案を行います。
110	住宅改修における実地調査 (保健福祉局介護保険課)	住宅改修時の申請内容の点検や受給者宅の調査により、不適切または不要な住宅改修を防止します。また、施工業者や介護支援専門員等を対象とした研修会を実施します。
111	認定審査会のWEB開催	感染症予防や業務効率化の観点から、介護認定審査会委員が特定の場所に集合しなくても審査会を開催できるように、ウェブ等で合議できる体制を整備します。

No.	継続する取組み	概要
112	自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント (保健福祉局地域福祉推進課)	<p>地域包括支援センター等において、要支援1・2及び総合事業対象者に対し、自立支援及び重度化防止に向けたケアマネジメント（ケアプラン作成等）を行います。また、適切なケアマネジメントを確立するための取組みとして、地域ケア会議やケアマネジメント研修の充実を図ります。</p> <p>【ケアマネジメント研修開催回数】 R1年度：34回 → R5年度：基準値より増加</p> <p>・「自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント」と「危機管理」に関するテーマで各区年間1回実施</p> <p>【地域ケア個別会議】</p> <p>・開催回数 R1年度：318回 → R5年度：350回</p> <p>・居宅介護支援事業所の事例 R1年度：全事例の2.9割 → R5年度：全事例の3割</p> <p>・生活習慣病の重症化予防の視点を踏まえた原案確認 R1年度：全事例 → R5年度：全事例</p>
113	要介護認定の適正化 (保健福祉局介護保険課)	<p>介護認定審査会の運営を1か所集中方式で行うことで、効率的に審査会を開催します。また、審査の公正・公平を確保するため、審査判定に関わる審査会委員や認定調査員及び主治医への研修などを実施します。さらに、要介護認定の平準化を図るため、介護認定審査会平準化委員会を設置し、定期的を開催します。</p>
114	サービス提供事業者への指導 (保健福祉局介護保険課)	<p>介護保険サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、県及び関係各課との連携のもとで、サービス提供事業者への指導を計画的かつ機動的に行います。</p> <p>【指導事業所数】 R1年度：307か所 → R5年度：現状維持</p>
115	ケアプランの検証・チェック (保健福祉局介護保険課)	<p>居宅介護支援事業所を訪問し、要介護者などに適切なサービスが提供されるよう、本人や家族のニーズに合った居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されているか等について、検証を行います。</p>

116	介護保険サービスの利用者負担の軽減 (保健福祉局介護保険課)	介護保険サービスを利用している人に対し、1か月の利用者負担が一定の上限額を超えた場合、超えた額を払い戻し、利用者負担の軽減を行います。 また、市民税世帯非課税で介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）・ショートステイを利用している人の居住費（滞在費）・食費について、所有する資産等を勘案した上で、利用者負担の軽減を行います。市民税世帯非課税者のうち、特に保険料の負担が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、申請により介護保険料の軽減を行います。
117	社会福祉法人による利用者負担の軽減 (保健福祉局介護保険課)	生計が困難な低所得者に対し、社会福祉法人が実施する介護保険サービスを利用する場合に利用者負担の軽減を行います。利用者負担の軽減を行った社会福祉法人に対しては、その一部を助成します。

（基本的な施策2）介護人材の確保と定着

介護サービスに対する需要の増加が見込まれる中、介護サービスの担い手の確保、育成、定着は、介護サービスを安定的に供給していくうえで重要です。このため、ハローワーク等と連携しながら求職者に対する就労支援を行うほか、将来を担う子どもたちを対象に、介護の仕事の啓発やイメージアップに努めます。

また、介護事業所の経営者や管理者を対象としたセミナーの開催により、経営マネジメント力の向上を図りながら、介護職員の負担軽減やストレスケアなど介護の職場環境改善を支援し、介護人材の定着に繋がります。

他にも、急激に増加している外国人介護人材について、外国人を受け入れた事業所と協力しながら、外国人介護人材の育成と介護の質の確保に努めるほか、元気高齢者等の多様な人材の参入を促進するため、その支援のあり方について検討します。

さらに、本市が構築した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開等により、介護現場の生産性及び介護の質の向上に向けた取組みを市全体に波及させることで介護業務に定着しやすい環境づくりに取り組みます。

なお、新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を進めるにあたっては、国の「第8期介護保険事業計画基本指針」を踏まえ、福岡県と十分な連携を図りながら、それぞれの役割を明確にしつつ、取り組んでいきます。

No.	新たな取組み	概要
118	外国人の介護人材が長く安心して働ける環境づくり (保健福祉局介護保険課)	外国人介護人材に対する日本語や日本文化への理解を深める研修を実施することで、介護の質の向上を図り、介護分野への外国人の就労・定着を促進します。

119	若手介護職員の離職防止研修 (保健福祉局介護保険課)	介護関係職種の離職率は、他の産業と比較して高いことから、職員が自分の仕事に誇りとやりがい持ち、長く働ける職場づくりを支援します。特に、北九州地域の将来を担う若手職員の離職防止と職場定着は非常に重要で、その実現に向けた効果的な取組みを検討します。
120	ハローワーク等との連携 (保健福祉局介護保険課)	介護職のイメージアップのため、引き続きハローワークと連携し、介護職DVDセミナーを実施し、介護事業者の採用活動を支援します。また、高齢者就労支援センターやウーマンワークカフェとも連携し、多様な人材確保の手法や、業務の切り分けなど、支援のあり方について検討を行います。

No.	継続する取組み	概要
121	介護サービス事業者への研修 (保健福祉局介護保険課)	介護サービス事業者の経営者(事業主)を対象に、労務管理や人材育成等をテーマとした職場環境の改善に資する研修を実施し、働きやすい職場環境づくりを促進します。 【研修回数】 R1年度:7回 → R5年度:8回 【研修受講者数】 R1年度:237人 → R5年度:320人
122	魅力ある介護職場の表彰 (保健福祉局介護保険課)	職員の人材育成や職場の環境改善に積極的に取り組む介護事業者を表彰し、人材定着に有効な取組みを市内事業者や市民に広く公開することで、介護職場の環境改善に対する意識の醸成を図ります。
123	次世代に向けた介護職の魅力発信 (保健福祉局介護保険課)	介護職の「仕事内容」や「やりがい」など高齢者福祉や介護サービスの魅力について、小学生、中学生、高校生、大学生に対し、介護事業所の職員等が出前授業を実施することにより、介護の仕事の意義の啓発とイメージアップを図り、将来的な介護施設や事業所への就労意欲の育成を促進します。
124	先進的介護「北九州モデル」の展開 (保健福祉局先進的介護システム推進室)	本市が構築した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開等により、介護現場の生産性及び介護の質の向上に向けた取組みを市全体に波及させるとともに、より質の高い介護サービスの提供等に資する新たな先進的介護の取組みや、介護現場のニーズに沿ったロボット技術等の開発・改良を総合的に実施します。 【北九州モデル導入を含む職場改善件数】 R5年度までに15件(年間5件) 【介護ロボット等導入施設数】 R2年度:77施設 → R5年度:120施設(年間14~15施設)

(基本的な施策3) 介護サービスの質の確保と向上

質の高い介護サービスを提供するためには、介護従事者の知識や技術の習得が重要です。小規模な事業所では、専門的な研修を自ら実施することが難しい状況もあることから、全てのサービスにかかわる基礎的な内容や、職種・サービス別の専門的な内容について様々な研修を実施することで、介護サービスの質の確保と向上を支援していきます。

なお、受講者の新型コロナウイルス感染症への感染防止と利便性向上の観点から、オンライン研修を実施します。

他にも、本市が構築した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開等により、介護現場の生産性及び介護の質の向上に向けた取組みを市全体に波及させるとともに、より質の高い介護サービスの提供等に資する新たな先進的介護の取組みを実施します。

さらに、災害や感染症の蔓延時等の緊急時に必要な介護サービスが途切れることなく提供等できるよう、介護サービスの継続に向けた啓発や研修等を行います。

No.	新たな取組み	概要
125	オンライン研修等による感染防御力の向上 (保健福祉局介護保険課)	新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識や、介護現場での感染防止対策を学び、すべての介護従事者のスキルの向上と介護現場における感染対策の徹底を図ることを目的とした研修を実施します。研修形式については、セミナーなど集合研修のほか、オンライン研修でも実施し、密を避けながら介護従事者の勤務形態に合わせた多様な選択肢を準備します。
126	専門家による施設への訪問指導 (保健福祉局介護保険課)	高齢者施設等に対して、感染症専門家が直接施設を訪問し、感染対策について具体的な指導・助言を行い、感染防御力の向上を図ります。
127	感染症発生時の施設・法人を超えた応援体制の構築 (保健福祉局介護保険課)	高齢者施設等において、多数の従事者に新型コロナウイルス感染症等が発生し、職員に不足が生じた場合に備えて、施設・法人を超えた応援派遣体制を構築します。
128	介護サービスの継続に向けた啓発 (保健福祉局地域福祉推進課)	災害や感染症の蔓延時等の緊急時に必要な介護サービスが途切れることなく提供等できるよう、ケアマネジャーが事前に代替サービスを検討する等、介護サービスの継続に向けた啓発や研修を行います。

No.	継続する取組み	概要
129	社会福祉施設従事者への研修 (保健福祉局総務課)	老人福祉施設、障害者福祉施設などの社会福祉施設において利用者のニーズにあった質の高いサービスが提供されるよう、施設職員の経験に応じた階層別研修や課題別・職種別にカリキュラムを設定した専門研修など、従業員の資質の向上に効果的な研修を効率的に実施し、福祉サービスを担う人材の確保を図ります。 【研修受講者数】 R1年度：473人 → R5年度：800人

130	介護サービス従事者への研修 (保健福祉局介護保険課)	介護サービスの質の向上とスキルアップを目的として、介護サービス従事者を対象に、必要な知識・技能を習得するための基礎的研修やサービス・職種別の専門的研修など多様なテーマの研修を実施します。 【研修回数】 R1年度：55回 → R5年度：現状維持 【研修受講者数】 R1年度：1,974人 → R5年度：2,500人
131	介護サービス相談員の派遣 (保健福祉局介護保険課)	介護保険施設などの介護サービス現場に、利用者・家族と事業所との橋渡し役として相談員を派遣します。これにより利用者・家族からの相談に応じるとともに、事業所のサービスの質の向上につなげます。
再	地域包括支援センターの運営	(再掲No. 98)
再	自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント事業	(再掲No. 112)
再	先進的介護「北九州モデル」の展開	(再掲No. 124)
再	介護予防・生活支援サービスの提供体制の確保	(再掲No. 141)

(基本的な施策4) 地域に根ざした高齢者福祉施設の整備

介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後の高齢者数のピーク時以降の中長期的な見込みも考慮し、既存施設の整備状況、在宅と施設のバランス、待機者の状況等を踏まえ、地域に根ざした高齢者福祉施設等の計画的な整備を進めます。

No.	継続する取組み	概要
132	介護保険(施設・居住系)サービスの提供 (保健福祉局介護保険課)	施設やグループホームなどにおいて、介護が必要な高齢者に、日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを提供します。
133	特別養護老人ホーム等の施設整備 (保健福祉局介護保険課)	在宅での介護が困難となった要介護高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホームや、グループホームなどを計画的に整備します。
134	施設等への円滑な入所の促進 (保健福祉局介護保険課)	特別養護老人ホームの入所については、申込者の要介護度に加え、心身の状況及び介護者の状況などを評価し、必要性の高い人から入所を行うことで、入所の円滑化を図ります。また、その他施設等についても、入所の円滑化に取り組みます。

(基本的な施策5) 在宅生活を支援するサービスの充実

高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の介護保険の在宅サービスの充実を図ります。

また、企業やNPO、ボランティアなど多様な主体によるサービスの充実を図り、「介護予防・日常生活支援総合事業」を通じ、身体の状態、生活の状況に合わせて、より適切なサービスを選択することで生活機能の維持・向上を図り、身近な地域において、介護予防に継続して取り組めるよう事業間連携を図り、仲間づくりや地域活動へつなぐなど、自立支援に向けた支援を行います。

No.	継続する取組み	概要
135	おむつ給付サービスの実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	原則として、要介護度3以上の認定者で、失禁などのため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきり又は認知症高齢者などに対して、おむつなどの給付を行います。
136	訪問給食サービスの実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	栄養管理・改善が必要な一人暮らしの高齢者に、栄養のバランスのとれた食事を届け、在宅生活を支援するとともに、利用者の安否を確認し、健康状況に異変があった場合には、関係機関への連絡などを行います。 【利用者数】 R1年度：994人 → R5年度：1,105人
137	日常生活用具の給付 (保健福祉局長寿社会対策課)	一人暮らし高齢者等に対して、介護保険の給付対象になっていない火災警報器・自動消火器・電磁調理器を給付します。 【給付件数】 R1年度：19件 → R5年度：40件
138	訪問理美容サービスの実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	理髪店・美容院に行くことができない在宅の寝たきり高齢者などを対象に、理容師・美容師が各家庭を訪問し、理容・美容サービスを提供します。
139	寝具洗濯乾燥消毒サービスの実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	在宅の寝たきり高齢者等が使用している寝具の洗濯乾燥消毒サービスを提供します。
140	在日外国人高齢者への給付 (保健福祉局長寿社会対策課)	年金の受給権を制度上得ることができなかった外国人高齢者に対して、国の制度が整うまでの経過措置として、福祉的な給付金を支給します。
141	介護予防・生活支援サービスの提供体制の確保 (保健福祉局地域福祉推進課 保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	要支援1・2の認定を受けた方及び事業対象者に対して、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防・生活支援サービス(訪問・通所)について、「予防給付型」「生活支援型」「短期集中予防型」の提供を行い、自立支援・重度化防止に向けた適切なサービスを提供できるよう従事者、事業所の確保等、環境整備を行います。

142	訪問介護等介護保険（在宅）サービスの提供 （保健福祉局介護保険課）	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護・通所介護などの居宅サービスや、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを提供します。
143	介護保険制度の広報・周知 （保健福祉局介護保険課）	介護保険制度の理解を深め、制度の趣旨や内容の周知を図るため、出前講演や出前トークを行います。また、介護保険サービス利用者に利用状況を記載した給付費通知を送付します。
144	粗大ごみ持ち出しサービスの実施 （環境局業務課）	高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。
145	ふれあい収集の実施 （環境局業務課）	ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に玄関先での収集を行います。